

閣副第 7 8 2 号
令和 3 年 5 月 2 1 日

宇野 重規 様

内閣官房副長官補
藤井 健志



保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

令和 3 年 4 月 23 日付け保有個人情報開示請求（同日受付）については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 18 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書
開示をしないこととした理由	開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求（異議申立て）をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求（異議申立て）をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

内閣官房副長官補室

電話：03-5253-2111

FAX：03-3581-0653